

奈良県広域水道企業団監査委員事務局規程をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良県広域水道企業団代表監査委員 森田 康文

奈良県広域水道企業団監査委員規程第 3 号

奈良県広域水道企業団監査委員事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、監査委員の事務局の職員及び処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 監査等の計画に関すること。
- (3) 定期監査に関すること。
- (4) 臨時監査に関すること。
- (5) 請求又は要求に基づく監査に関すること。
- (6) 財政的援助等を与えているもの及び指定された金融機関に係る監査に関すること。
- (7) 決算審査に関すること。
- (8) 例月出納検査に関すること。
- (9) 資金不足比率等の審査に関すること
- (10) 職員の賠償責任の決定等に関すること
- (11) 職員の服務に関すること。
- (12) 予算、決算及び経理に関すること。
- (13) 文書の受領及び発送並びに保管に関すること。
- (14) 公印の保管に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

(職員)

第 3 条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、監査委員の命を受け、監査委員に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 書記は、上司の指揮を受け、監査委員に関する事務に従事する。

(専決事項等)

第 4 条 事務局長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 事務の執行で軽易なものの企画及び調整並びに調査に関すること。
- (2) 通知、照会その他の往復文書に関すること。

(3) 職員の出張、休暇その他服務に関すること。

(4) 前各号に準ずる事項に関すること。

2 事務局長があらかじめ指定する職員は、事務局長が不在のときは、前項に掲げる事項を代決することができる。

3 前項の規定により代決した事項については、その後遅滞なく事務局長の後閲を受けなければならない。

(公印)

第5条 公印の種類、寸法、ひな型、使用区分及び保管責任者は、別表のとおりとする。

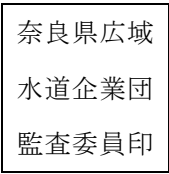
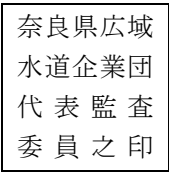
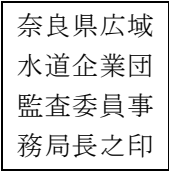
(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の職員及び処務に関し必要な事項は、企業長が定める関係規程の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

整理 番号	種類	寸法（ミリ メートル）	ひな型	使用区分	保管責任者
1	監査委員印	方 2 1		監査委員名で発 する文書	事務局長
2	代表監査委 員印	方 2 1		代表監査委員名 で発する文書	事務局長
3	監査委員事 務局長印	方 2 1		監査委員事務局 長名で発する文 書	事務局長